

平成 27 年 1 月 28 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島 喜文

「会員行動規範」遵守の徹底について（周知）

謹啓

時下、会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は日臨技の運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、会員の倫理管理について、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会「会員行動規範」平成 24 年 2 月 12 日制定に基づき、会員自らその規律に務めていることと存じますが、昨年来より臨床検査技師による盗撮等の不祥事が複数発生しております。これらの不祥事は会員のみならず、臨床検査技師全体の信用失墜行為と言わざるを得ません。

臨床検査技師等に関する法律 第 4 条第 3 号では、検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があったものには、免許を与えないことができると規定されており、業務外においても常に臨床検査技師としての自覚を持って行動することを改めて注意喚起いたします。

会員各位におかれましては、常に法令遵守の徹底と倫理意識の向上に務め、自らの行動を厳しく律し、臨床検査業務に精励いただきまようお願い致します。

謹白